

論点

1. 米国、カナダ、EUで認められている疾病リスク低減表示を踏まえた検討
2. 許可文言の柔軟性
3. 表示の内容等の基準が定められていない疾病リスク低減表示の申請
4. その他
 - ・ 先行申請者の権利保護